



電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年6月22日（木）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
 

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。黄熱に感染する危険のある国です。以下の地域以外へ渡航する、生後9か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています。※一般的には、渡航先が北東州の全

域、海岸州のキリフィ (Kilifi)、クワレ (Kwale)、ラム (Lamu)、マリンディ (Malindi)、タナ川 (Tanariver) の各県、ナイロビ (Nairobi) 市、モンバサ (Mombasa) 市のみであれば、黄熱の予防接種は推奨されていません。なお、本業務では、本案件はナイロビ以外に、キツイ、マクエニ、マチャコス、バリングの4郡へ訪問予定ですので、感染の危険のある国以外からの入国の場合、予防接種が奨励されています。また、アディスアベバ経由(エチオピア航空)で入国する場合、ナイロビ入国時にイエローカードの提示を求められる場合があります。

## 6. 業務の背景

ケニア政府は「Vision 2030」において、2030年までにすべての人々の適切かつ平等な水・衛生アクセスの実現を目指している。しかし、国土の8割以上を乾燥地・半乾燥地(ASAL)が占めるケニアでは、国民への安全な水の供給は容易ではなく、特に地方部の安全な水へのアクセス率は52%と、都市部(87%)と比較しても、依然として低い(2020年、UNICEF/WHOの定義するat least basicレベルの数値)。特に、ASALの中でもバリング郡、キツイ郡、マクエニ郡はアクセス率が低く、34%~44%にとどまっている(KNBS、2019)。また、給水施設整備に加え、整備された施設が持続的に稼働することも不可欠であるが、例えばバリング郡の深井戸を水源とする給水施設の稼働率は約61%であり、既存施設の稼働率も必ずしも高くはない。井戸を水源とする給水施設の稼働による安全な水の継続的な供給は、気候変動の適応策としても喫緊の課題である。

我が国は、無償資金協力により2010年から2016年にかけて、ASAL地域を中心にバリング郡、キツイ郡、マチャコス郡、マクエニ郡にて地方給水施設整備を支援し、給水率の向上を目指してきたが、一部の事後評価<sup>1</sup>では、稼働していない施設があり、維持管理に課題がある点が指摘された。JICAは、2021年から水衛生・灌漑省(Ministry of Water, Sanitation and Irrigation : MWSI)に「地方給水アドバイザー」を派遣し、同4郡を対象地域として地方給水施設の維持管理に係る情報整理や、現状と今後目指すべき維持管理体制の方向性の把握を行っている。施設が稼働していない原因を調査した結果、施設へのアクセスが悪いことや水質、井戸枯れ等が主な原因であることに加え、一部は住民の要望に応じて郡が施設の拡張(アップグレード)を行っていることが確認された。

これらの状況を踏まえ、同アドバイザーが施設更新やアップグレードに着

<sup>1</sup> 第二次地方給水計画 事後評価 2016年

目し、郡とともに取り組んだところ、ハンドポンプであった井戸に動力揚水を導入した施設では、導入前後を比較すると給水量及び裨益人口は約4倍に増大し、水くみ労働が軽減され、新規井戸掘削と比べて低コストであることから、同アプローチの費用対効果が高いことが明らかになった。

この成果を受け、動力揚水を導入した施設から管路延伸を行う等のさらなるアップグレードにより、安全な水へのアクセスの向上や、1施設当たりの給水人口の増大により維持管理への負担を減らす効果が期待できることから、同アドバイザーの活動のスケールアップとして、同4郡を対象地域とした地方給水にかかる技術協力プロジェクト「より良い生活のための地方水衛生実施能力強化プロジェクト」についてケニア政府から要請があった。

なお、ケニアでは都市給水における組織体制のフレームワーク文書や各種ガイドライン、監督規制文書が存在するが、地方給水に関するものは整備されていない。MWSIは地方給水への対応も重要視しており、施設整備と持続性確保の方向性を整理する必要がある。よって、本プロジェクトでは施設更新やアップグレードを地方給水への対応の1つの方向性として示したガイドラインを提案していく。

また、持続性確保のためには、住民を中心とした維持管理（Community Based Management System: CBMS）だけでなく、都市水道を担う水道事業者（Water Service Providers : WSPs）に維持管理の支援を得ることや、民間組織による維持管理も検討の余地があり、一部で事例もある。よって、CBMSを含む地方給水の維持管理体制の事例を示すとともに、各事例の適用の条件を示し、広く関係者に共有することが有用である。なお、本プロジェクトでは郡の能力向上も重視しながら、これら施設整備と持続性の確保に必要な活動を実施する。

上記のとおり、本プロジェクトでは、施設の更新やアップグレードにより、給水量の増大や水くみ労働の軽減が達成され、施設利用者数の増加に伴い、経済活動が活性化し、水料金収入が拡大するといった成長のスパイラルの実現を目指すと同時に、住民の維持管理負担が軽減され、また施設の種類や住民の選好に応じた維持管理体制の事例が整理され、地方給水の施設整備とその持続性の確保に対する方向性を示すことを目的とすることを想定している。

かかる状況を踏まえ、本詳細計画策定調査では、本プロジェクトの実施に向けて、要請背景、対象地域の現状・課題や関係諸機関の能力、役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、ケニア側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、

プロジェクトに関わる合意文書（M/M: Minutes of Meeting）を締結することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。また、本業務従事者は、報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

### （1）国内準備期間（2023年7月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により、ケニア地方給水アドバイザーの業務内容、要請背景・内容を把握する。
- ② ケニア国に対する地下水や地方給水に関する我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認し、教訓や本プロジェクト実施にあたっての留意点を検討する。
- ③ 調査計画・方針案を検討する。また、担当分野の観点から、リスク管理チェックリスト（案）の作成に係る必要情報を整理する。
- ④ 現地調査で収集すべき情報を検討し、ケニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、JICAを通じて、先方関係機関等へ送付するため、作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ⑤ 評価6基準の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑦ 他団員とともに詳細計画策定調査報告書（案）の目次案を検討する。

### （2）現地業務期間（2023年7月中旬～2023年7月下旬）

- ① JICAケニア事務所等との打合せに参加する。
- ② ケニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答の回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・

整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

イ) ケニア国及び対象郡の基本情報

ウ) 関連する開発計画、政策、制度

エ) 関連各組織

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制及び本プロジェクトに関連する機関の職員の能力

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNICEF、USAID、UKAID、SNV、NGO等）の活動動向、JICA技術プロジェクト（乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト）との連携の可能性

カ) 環境社会配慮の確認（現時点ではカテゴリCと位置付けられている）

キ) ジェンダー、貧困層配慮、気候変動等横断的事項における本プロジェクトの位置づけ

ク) 本プロジェクト実施に係る先方負担の内容（事務所、免税措置等）

- ④ 地方給水アドバイザーの活動内容及び進捗状況の把握を行う。
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>2</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAケニア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023年7月下旬～2023年8月上旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観

---

<sup>2</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

次の①～⑤を電子データにて2023年8月14日（月）までに提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）
- ③ リスク管理チェックリスト（案）
- ④ 収集資料一式
- ⑤ 協議議事録

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄アブダビ、ドーハ、またはドバイ⇄ケニアを標準としますが、見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上して下さい。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は2023年7月12日～7月29日を予定しています。

JICA の調査団員は、本業務従事者と同時もしくは数日遅れて現地調査開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 地下水管理 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、地方給水アドバイザーによる対応、またはコンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第二チームから配付しますので、代表アドレス [gegwt@jica.go.jp](mailto:gegwt@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- \* 「ケニア国より良い生活のための地方水衛生実施能力強化プロジェクト」要請書
- \* 「ケニア国より良い生活のための地方水衛生実施能力強化プロジェクト」案件概要表 (案)
- \* 「ケニア国水道事業体の融資可能な事業形成能力強化プロジェクト詳細計画策定調査計画」報告書
- \* 地方給水アドバイザー業務概要と進捗 (PPT 一枚)
- \* Challenges and Corrective Actions for the Sustainable Rural Water Supply in Kenya (地方給水アドバイザー作成)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト等で公開されて

います。

- \* 地方給水計画（事業化調査報告書、事後評価）  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0609200/index.html>
- \* 第二次地方給水計画（事前評価、事業化調査報告書、事後評価）  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1061010/index.html>
- \* バリンゴ郡村落給水計画（事前評価、準備調査報告書、事後評価）  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1360140/index.html>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

1) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

2) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10

月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上